

踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想 交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想に則して、同地区の重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

- (1) 中田第599号線
踊場交番前交差点～横浜市立戸塚高等学校 総延長約640メートル
- (2) 汲沢563、583、139、151号線
踊場公園～地区センター前交差点 総延長約270メートル
- (3) 県道横浜伊勢原
中田町東原交差点～踊場交番前交差点 総延長約200メートル
- (4) 県道横浜伊勢原
踊場交番前交差点～県営汲沢団地入口交差点 総延長約250メートル
- (5) 汲沢第58号線
県営汲沢団地入口交差点～横浜市立戸塚高等学校 総延長約490メートル
- (6) 中田さちが丘線
中田町東原交差点～横浜鳥が丘郵便局 総延長約650メートル

2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施時期

- (1) 交通安全特定事業の内容
 - ア 違法駐車取締りの推進
 - イ 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - ウ 標識、標示の視認性の確保
 - エ 交通規制の実施
 - オ 自転車利用者への注意喚起
- (2) 交通安全特定事業の実施時期
過去から継続しており、今後も必要に応じて継続的に実施する。

3 地点ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施時期（別添周辺地図参照）

- (1) 生活関連経路5（県営汲沢団地入口交差点～横浜市立戸塚高等学校）
危険な横断行為への注意喚起
過去から継続しており、今後も必要に応じて継続的に実施する。
- (2) 生活関連経路6（中田町東原交差点～横浜鳥が丘郵便局）
自転車横断帯の廃止
令和9年度までを目標に実施する。
- (3) 交差点7（中田町東原交差点）
歩行者の横断時間の見直しの検討
今後機会を捉えて検討する。
- (4) 交差点8（踊場交番前交差点）
 - ア 自転車横断帯の廃止
令和9年度までを目標に実施する。

イ 歩行者の横断時間の見直しの検討

今後機会を捉えて検討する。

ウ 視覚障害者用付加装置の設置等について検討

今後機会を捉えて検討する。

(5) 交差点9（県営汲沢団地入口交差点）

視覚障害者用付加装置の設置等について検討

今後機会を捉えて検討する。

(6) 交差点10（踊場地区センター前交差点）

歩行者の横断時間の見直しの検討

今後機会を捉えて検討する。

4 その他交通安全特定事業の実施に際し、配慮すべき重要事項

(1) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

(2) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

踊場駅周辺地区 交通安全特定事業 別添周辺地図



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます

- ①～⑥ 生活関連経路
- ⑦～⑩ 生活関連経路上における対策地点